

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所（以下「当研究所」という。）の倫理規程の理念に則り、当研究所が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当研究所に所属するすべての組合員、職員、ボランティアスタッフを含むすべての職員（以下、組合職員という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組合員の責務)

第3条 当研究所の組合員は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを事業運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。

(組合職員の責務)

第4条 当研究所の全ての組合職員は、この規程の目的を踏まえ、自らの職務を規制している法令等について正しい知識を習得するよう努める。

2 当研究所の全ての組合職員は、法令等に定めのあることについては、法令等に則って行動し、また法令等に定めのないことについては、社会的良識に基づき行動して、自らの職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

3 当研究所の全ての組合職員は、自らの職務を務めるに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為。
- (2) 他の組合職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。
- (3) 他の組合職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認。
- (4) 他の組合職員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為。
- (6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為。
- (7) 官民間わざ汚職や賄賂など禁止。
- (8) 社内で知りえる顧客並びに当社の機密情報を第三者に漏洩する行為。

4 前項各号に掲げる行為を行った組合職員については、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

(免責の制限)

第5条 組合職員は次に掲げることを理由に、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令に違反しようとする意志がなかったこと。
- (3) 当研究所の利益を図る目的で行ったこと。

(コンプライアンス担当組合員)

第6条 組合員は、当研究所のコンプライアンスにかかる責任者として、組合員の中から互選によりコンプライアンス担当組合員を任命する。

- 2 コンプライアンス担当組合員は、定期的に経営会議に対し、当研究所のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。
- 3 コンプライアンス担当組合員は、コンプライアンス全般にかかる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 4 コンプライアンス担当組合員の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当組合員の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当組合員が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当組合員を委員長とし、総務担当者及び外部有識者を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第8条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年1回開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括体制)

第9条 コンプライアンス担当組合員は、コンプライアンス体制及びその整備にかかる企画・推進及び統括し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

2 コンプライアンス担当組合員は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかる事項を経営会議に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第10条 組合職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当組合員に報告する。

2 コンプライアンス担当組合員は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を経営会議に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、経営会議の承認を得て実施する。

3 コンプライアンス担当組合員は、前項の調査の結果、コンプライアンス違反の事実が明らかになった場合は、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

4 組合職員は、第1項にかかるわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当組合員を経由することができないときは、他の組合員に直接、第1項の報告をすることができる。

5 コンプライアンス担当組合員にコンプライアンス上の問題があると認められた場合は、第1項及び第2項にかかるわらず、組合職員は他の組合員に直接、第1項の報告をすることができ、また報告を受けた組合員は、事実関係の調査、対応方針の検討及び実施を自らの責任において行う。

(コンプライアンスのための教育)

第11条 当研究所は、組合職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、組合職員は当研究所の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年6月21日から施行する。(2021年6月21日経営会議議決)

この規程の変更は、2021年10月19日から施行する。(2021年10月19日経営会議議決)